



大阪府内初！路上喫煙全面禁止 「受動喫煙防止条例」を制定しました



キャプション：「受動喫煙のない社会を目指して」ロゴマーク



キャプション：規制対象：紙巻き・加熱式たばこ

概要説明

四條畷市では、市民の健康づくりと子育てしやすいまちづくりの推進のため、路上などの公共的空間での喫煙を規制する「四條畷市受動喫煙の防止に関する条例」を、大阪府内では初めて、平成30年12月13日に制定しました。

<本条例の特徴>

① 路上喫煙を全面禁止：

道路をはじめ公園なども含む路上喫煙を禁止します。また、JR 四條畷駅前など人の通行量の多い路上喫煙重点禁止区域内の喫煙者に対しては、喫煙の中止など勧告や命令しても従わない場合1000円の過料を科します。

※過料の開始は、2019年10月1日からの実施となります。

② 公共的施設の敷地内（一部は建物内）はすべて禁煙：

市の施設に限らず、主に子どもが出入りする民間の認可保育園も喫煙を禁止する対象となります。

③ 対象を「加熱式（蒸気式）タバコ」まで拡大

加熱式（蒸気式）タバコも、有害物質が含まれており世界保健機関等の見解を踏まえて、本条例の規制対象として扱います。

④ 「受動喫煙防止宣言」の事業者を応援：

受動喫煙防止対策を講じた市内の事業者の申請により、「受動喫煙防止宣言事業者」として認定・登録し、店頭等で表示できる認定ステッカーを発行します。市のホームページでも一覧で表示し子育て世代の利用を促します。

四條畷市は、条例による喫煙の規制のみならず、禁煙に挑戦する市民を支援するための禁煙外来医療費助成制度を創設するなど受動喫煙防止事業をパッケージ化して取り組みます。

これからも市民の健康づくりを推進し、未来を育む子どもたちの笑顔がはじけるまちをめざして、市を挙げて「住みたくなる・住み続けたくなる」まちの整備に取り組みます。ご注目ください。

問い合わせ

四條畷市役所 電話 072-877-2121 (代表)

四條畷市立保健センター 豊留 (とよどめ) (内線 426) 生活環境課 笠井 (内線 520)

Press Release



しじょうなわてし

四條畷市 (大阪府)

SHIJONAWATE CITY